

満タザル場合ハ其ノ日給全額ヲ支給ス

二、業務外ノ負傷疾病又ハ事故ニ依リ就業ノ途中退場シタルモノ

イ、定額日給ノ者ハ其ノ就業シタル時間ニ依リ計算シタル金額

ロ、出来高給ノ者ハ出来高ニ依リ計算シタル金額

三、遅刻セルモノ

定額日給者ハ遅刻二十分迄ハ一割五分ヲ減給シ、三十分以内ヲ増ス毎ニ日給ノ五

分ヲ遞増減給スルモノトス

四、中途外出ノモノ

第三項ニ準ジ計算スルモノトス

第三十條 賃金ハ毎月二十五日ヲ以テ締切り毎月末ニ之ヲ支拂フ

支拂日休日ニ當ルトキハ前日ニ繰上グ

第三十一條 職工ノ爲ニ支拂フべき代拂金ハ毎月賃金ヨリ差引クモノトス

第三十二條 左ノ各號ノ一ニ該當シ申出アリタル場合ニ於テハ前條ノ規定ニ拘ラズ遅滞ナ

ク賃金ヲ支拂フ

一、職工死亡シタルトキ

二、解雇又ハ辭職シタルトキ

三、職工ガ一ヶ月以上ニ涉リテ歸國スルトキ

四、職工ガ婚禮又ハ葬儀ヲ行フ費用ニ充ツルトキ

五、職工ガ出産ノ費用ニ充ツルトキ

六、職工負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハザルコト十日以上ニ亘

リタルトキ

七、職工ノ家族又ハ其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スルモノ負傷シ又ハ疾病ニ罹リ其ノ療

養十五日以上ニ亘リタルトキ

八、職工其ノ家族又ハ其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スルモノ火災、水災其ノ他不慮ノ災

厄ニ遭遇シタルトキ

九、其ノ他已ムヲ得ザル場合

第三十三條 職工死亡シタル場合ニ於ケル賃金ノ支拂ハ工場法施行令第十條乃至第十二條

ノ定ムル所ニ依ル

第六章 貯蓄金

第三十四條 貯蓄セムトスルモノハ豫メ一定ノ額ヲ定メ賃金ヨリ差引クべき事ヲ申出ヅベシ